

(様式第1号)

平成26年度 第4回 芦屋市特別職報酬等審議会 会議録

日 時	平成26年11月29日(土) 午後1:00~午後3:10
場 所	芦屋市役所 北館2階 第3会議室
出 席 者	会 長 岩田 弘三 副 会 長 内山 忠一 委 員 麻木 邦子 委 員 岩尾 實 委 員 新谷 勝彦 委 員 津川 雅勇 委 員 夏川 龍也 委 員 西畑 洋子 委 員 船橋 久郎 欠席委員 高原 利栄子 事 務 局 佐藤 徳治 総務部長 上田 剛 総務部職員課長 長谷 啓弘 総務部職員課労務・給与係長 小山 慶子 総務部職員課労務・給与係課員
事 務 局	総務部職員課
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事
 - ・会の成立と会議録署名委員の指名
 - ・第3回会議録の確認
 - ・答申書(案)及び意見書(案)の内容審議
 - ・答申書及び意見書の取扱いについて
- (4) その他
- (5) 閉会

2 議事

(1) 会の成立と会議録署名委員の指名

会 長) ただいまから、第4回芦屋市特別職報酬等審議会を開催いたします。本日の会議は、委員10名中9名の出席を得ていますので、成立していることを報告します。

(2) 会議録署名委員の指名

会 長) 次に、本日の会議の会議録に署名していただく方を決めさせていただきます。夏川委員と西畑委員にお願い致します。

(3) 前回の議事録の確認

会 長) 前回の会議録の確認をしたいと思います。事務局，説明をお願いします。
(事務局，会議録を説明)

会 長) 会議録について，ご意見はございませんか。
(意見なし)

それでは，前回の会議録を承認いたします。

(4) 答申書(案)及び意見書(案)の内容審議

会 長) それでは，本日配布されています報酬改定の答申書(案)と退職手当の意見書(案)について内容を審議していきたいと思います。

まずは，答申書(案)から確認していきたいと思いますので，事務局は，この答申書(案)についての説明をお願いします。

(事務局，答申書(案)を説明)

会 長) 事務局にお伺いしますが，この答申書(案)及び意見書(案)について，どのように議論を進めていけばいいでしょうか。

事務局) 答申書の2ページの表では一旦事務局案として改定すべき額の1,000円未満を端数処理した額を提示していますが，6ページの本文中では前回議論していただいた結果(1,000円未満を端数処理していない額)そのままを提示しています。これについてどちらかに統一する必要がありますので，それについての議論をお願いしたいというのが1点目です。もう1点は改定の時期に関して，前回審議会で議論はしていただいているのですが，それが決定に至っているとは言い難い面がありましたので，改定時期については次期任期からスタートさせるという考え方を案として提示していますので，これら2点についての議論をお願いしたいと考えています。

会 長) それでは1点目の改定額の端数処理について，切捨てでいいかどうかの議論をお願いします。

委 員) ちなみに改定率というのはどういう数字になりますか。

事務局) 改定すべき額と現行額との比率になります。

委 員) 改定率をこのように書いてしまうと，市長だけが上がって見えてしまいますので，改定率という数字は必要ないと思います。今回議論したのは，もともとから下げたベースであったものを，どの水準まで戻すのかということが趣旨でした。改定率を載せることで，もともとの趣旨が歪められる可能性もあります。過去大幅に減額されたものを，どこまで戻すのかという点について議論をしてきたということもありますので，この答申書の改

定率を見た人が、市長だけなぜ改定率が15%となるのか、ということで誤解を招くと思いますので削除するべきだと思います。

会 長) 今の意見についてはどう思われますか。

委 員) この審議会で議論したプロセスとして、平成19年改正前の額をこの表に見せた上で、そこから10%減額まで戻しているということが書かれている方が分かりやすいと思います。また現行額のところに市長であれば「22%引下げ」という数字を見せて、それをここまで戻したということが見えるようにしていただければと思います。

委 員) そういう風に表を整えることで、それでも平成19年の改正前の額よりは低い水準だということをお分かりになってもらえると思います。

会 長) 2つの意見が出ていますが、事務局としてはどうですか。

事務局) そういった表にすることで、分かりやすい答申書になると思いますので、もし他の委員の方も異論がなければ、そのように修正したいと思います。

会 長) みなさんはいかがですか。

委 員) それでいいと思います。

委 員) 1つ心配な点がありまして、いろいろ書いてしまうことで表が見づらくなってしまわないかと思っています。それさえなければ異論はありません。

事務局) 表については工夫してみようと思います。

委 員) 私も経過が見えるようにした方がいいと思います。

会 長) いろいろ意見が出ましたが、それら意見を理解された上で、表の表現の仕方については事務局に任せたいと思います。

委 員) 改定額の考え方の部分で表と同じようなことが触れられているので、表は参考として付けておけばいいと思いますがどうですか。

事務局) 報酬等審議会において何よりもいただきたいものは、この表に載っている特別職と議員報酬の改定後の額になります。答申書の本旨として前面に出すことが本来ではないかと考えています。

会 長) それでは表については修正するという事によろしいですか。

(異議なし)

事務局) 表については改めさせていただき、再度確認していただくようにします。

会 長) 次に改定時期については、次の任期から改定するのが適当であるという案になっていますが、これについてはいかがでしょうか。

委 員) 改正時期の部分に「ただし昭和43年11月27日条例第33号の第1条に教育長が追加された時点において公布されるものとする」という追加

の文章を入れてもらいたいと思います。第1回にいただいた資料には、市長と副市長が特別職となっています。4月から教育長は特別職になりますが、ならなかった場合のことも考えて注意書きを入れておく必要があると思います。この条例が改正された後にこの額を施行するというに触れておくべきだと思います。

もう1点。今回審議会で審議した答申については12月議会に出すのですか。

事務局) 3月議会です。

委員) 私個人としては、12月議会でこの答申を元に市長が提案されると思っていましたが、それが3月議会だということであれば、走った審議をしなくても良かったのではないかと思います。

会長) 議論を手抜きしたということはないと思いますが、具体的にどの部分が足りなかったとされているのですか。

委員) 当市の財務状況についてです。この部分についてもっと検討する必要があるのではないかと思います。芦屋市の将来の財務状況については、長期財政収支見込という資料が芦屋市から出されていますので、それについてももっと掘り下げればよかったと思っています。

会長) この審議会の中で芦屋市の5年後、10年後、20年後について議論はできません。安倍首相も消費税の増税時期について、リーマンショックや東日本大震災のような天変地異など、そういう事が起これば再考するという事を言われています。また審議会から出された意見の中には、今回答申は出すもののどこかで何か起これば、そのタイミングで見直すということが出来ますかと尋ねられ、そういう場合は審議会を開催して再度審議するという答えも得ています。またその部分についてはこの答申書の中にも、「今後市の行財政状況や社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、審議会を開催し報酬等の見直しを行うことが適当である」という形で触れられています。その文言が入っているので、我々が5年後10年後の話をして決める必要もないと思います。

委員) 市長・副市長・教育長はそれぞれ1人です。特別職の給料を全部足したところで市全体の財政からすればたかが知れています。この審議会に何が求められているかという、市民感情もある中で報酬は幾らが適切であるかという部分です。それで決められた報酬が市の財政に悪影響があるのかという、それはいいです。芦屋市のトップである人の報酬がどうあるべ

きか、そこが求められている部分であって、将来の財政については加味する必要はないと思います。

委員) 市長は最初から激務だということを分かった上で選挙に出られています。

委員) だからこそ他の市長と対比をしながら検討を進めてきたのではないのですか。

会長) 今回は答申書の案について、最終的な確認を取って判断していただく場です。いろいろな意見や思いがあっていると思います。当然首長や重要なポストに就かれている人は義務感、使命感を持たれています。だからこそ今回の答申については、さらに芦屋市行政のリーダーとして、リーダーシップを発揮してもらえよう形で答申をまとめたいと思っています。今回は最終確認ということで意見を出していただければと思います。

委員) みんなで決めた数値については特に異論はありません。

会長) それでは再度改定時期についての話をさせていただきます。事務局からこの部分について何か補足はありますか。

事務局) 例えば次の4月1日から改正するとなると、今の市長・副市長の退職手当が増えるのではないかという意見も前回出ていました。そういう議論を踏まえて次の任期の方からということで答申案は作らせていただいています。

委員) 今までの話の中で、芦屋の現状や市長等特別職がどういうことをやってこられたか、そういったことをいろいろ聞かせていただき答申案のような結論になったと思います。ただ答申としては一旦4月1日から改定という形を出して、あとは為政者としてどういう判断をされるかということになると思います。答申そのものが次の3月議会に出てくる訳ではないと思いますし、最終的に市長が実施時期を次回に送るという選択を取られることも考え方としてはありなのかなと思います。

委員) そのやり方もありだと思います。あとは一般的な考え方や事務局としてのやりやすさなども考慮する必要があると思います。

事務局) 諮問させていただき答申をいただく限りにおいては、その答申結果については最大限尊重する立場に市長は立ちます。答申をいただいた後、議案を調製して市議会に提出するという行政手続きがあります。この提案権は市長にあります。市長が自らの報酬をいつから上げるかということは非常に言いにくいと思いますので、改定時期はいつからが適切だということを答申していただければ、市長は議案を作りやすいのではないかと思います。

もう1点は、すべてではありませんが、ほとんどの自治体で任期に合わせて答申していただいている状況にあります。

委員) その説明で納得できましたので、事務局提案でいいです。

事務局) 先ほど意見の中で、今教育長は特別職ではないので特別職になってから適用するという一文を追加すべき、という話があったかと思います。これも議案を調製するという段階にありますと正確な手続きを踏む必要もありますが、今回はあくまでも諮問に対する答申ですので文中に入れる必要はありません。

会長) それでは、改定時期については、答申書(案)のとおりとしますが異議はないでしょうか。

(異議なし)

会長) 次に、特別職の給料月額や議員の報酬の額、その他この答申書(案)の内容についてご意見はございますか。

委員) 本文3ページの基本的な考え方の部分について。市債残高が1,119億円から542億円に減少したということが書かれていますが、将来のことを考えると新庁舎の建設など今後たくさんお金がかかることとなります。そういう点からも長期財政収支見込について触れておく必要があるのではないかと思います。平成27年度の起債も相当な額が予定されています。たしかに震災以降市債残高は減ってきていますが、実際に今の市の財政から言えばそれだけを書くのはどうかと思います。

会長) 特別職の報酬等について大方議論は尽くしましたので、この答申についての意見をいただければと思います。芦屋市の今後5年10年の財政についてここで書くことはできないと思います。再度お伺いしますが、特別職の給料月額や議員の報酬の額、その他この答申書(案)の内容についてご意見はございますか。

委員) 改定額の端数の切捨てについて、本文で書かれている数字と表で書かれている数字が不一致になっていますが、これについてはどのように説明されるのでしょうか。実際正確に計算をすると本文のような内容になるのですが、表と本文で数字が違うということで困ることにはなりませんか。

事務局) この不一致について事務局としては合わせたいと考えています。ただ端数処理後の額に本文も合わせさせていただいていいのかどうかの確認を取る必要があります。今回はここまで審議をしていただいた額については端数がついていましたので、本文については審議を尊重させていただき端数を

付けたままの額で記載させていただいています。その部分を最後に審議していただければと思います。

委員) 逆に表の方に端数を付けることはできないのでしょうか。

委員) 今回地域手当を加味した額で話をしているため100円単位の数字が出てくることになっていますが、市長の給料月額は本来1,000円単位であることが私は望ましいと思います。今回は6ページの本文についても表のとおり1,000円単位に合わせた方がいいと思います。

会長) 事務局としてはいかがでしょうか。

事務局) まったくその指摘のとおりです。今回地域手当も含めたグロスの額で考えるという方向性で取りまとめていただきましたので端数が出ていますが、事務局としては本文についても端数を切捨てさせていただきたいと考えています。

会長) みなさんはいかがですか。

委員) 今までの給料月額を見れば端数はついています。この端数の600円を今回切り捨てた場合、4年の任期で41,180円変わることになります。過去においても端数がついている時期がありますので、4万円であれば支給してあげてもいいのではないかと思います。

事務局) 過去において端数が出ていたのは、期間を定めて自主的に何%かカットしていた時の数字になります。条例本則の給料月額については過去から1,000円単位になっています。

委員) 端数処理をするのであれば括弧書きで1,000円未満を切り捨てたと書いてもいいと思います。

事務局) いずれかの方法を用いて端数については切捨てさせていただきます。

会長) それではこの部分については事務局にお任せします。いろいろとご意見が出ましたが、答申書についてはこの内容で進めたいと思います。

続いて、退職手当の意見書(案)の内容を確認したいと思います。事務局は、意見書(案)の説明をお願いします。

(事務局、意見書(案)を説明)

事務局) 審議していただく点としましては、改定時期について答申書と同じく次期からとするかどうか。また支給率について少数点3桁目を切り捨てた形で意見書を作っていますので、それでいいのかどうか。以上2点を審議していただければと考えています。

会長) それでは改定時期と支給率について何か意見はありませんか。

委員) 答申書の形に合わすということだと思います。意見書に参考として表が付けられていますので、それについても答申書の構成と同様の見直しをしていただければと思います。

会長) そういう意見が出ましたが、他に意見がなければこれで進めますがいかがでしょうか。

(異議なし)

委員) 1点だけ確認をしたいのですが、副市長・教育長の定年は何歳ですか。

事務局) いずれも特別職ですので定年はありません。4年ごとの任期になりまして市長が任命して議会の同意を得るという手続きを踏んでいます。

委員) 市長が交代すれば自動的に副市長も退職するということですか。

事務局) 再任は妨げませんが、特段の事情がなければ任期毎となります。

委員) 分かりました。

会長) 他に意見はありませんか。なければこの案を正式な意見書として決定します。

委員) 確認までに、今後教育長の任期は3年ですか。

事務局) 今後3年になります。

委員) 今後市長の任期とはずれることになるのでしょうか。

事務局) そうなります。

会長) それでは、修正はあるものの、正式に答申書と意見書が決定されました。事務局にお伺いします。本日決定した答申書への署名はどのようにしますか。

事務局) 表について分かりやすく、かつこれまでの審議の経緯経過を踏まえた形で直すことを前提として、この案で概ね了承いただけたということでありましたら、第1回の審議会で「会議運営に関する取決事項」を決めさせていただいた中で、「答申書は全員確認の上、署名し会長が市長に提出する」ことを決めていますので、署名していただければと思います。

会長) 答申書と意見書の内容については、これまでの審議の中で委員のみなさまにはご了承いただいておりますので、修正後の答申書と意見書の確認について、会長と副会長に一任いただけるのであれば、本日にみなさまからの署名をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

会長) それでは、答申書と意見書の確認について、会長・副会長に一任いただきましたので、皆さまの署名をいただきたいと思います。事務局、手続き

について説明をお願いします。

事務局) 答申書と意見書の最終確認につきまして、会長・副会長に一任いただくこととなりましたので、会長・副会長と事務局にて協議の上、完成することといたします。

(5) 今後の予定の確認

会 長) では、答申書への署名をいただきましたので、市長への答申など、今後の予定について、事務局は説明をお願いします。

事務局) 答申の日時は、事務局としては12月15日(月)を考えておりますが、会長・副会長と協議のうえ決めたいと考えております。市長への答申は、会長・副会長でお願いします。

市長へ提出する答申書及び意見書については、先ほども申し上げましたとおり、最終的には会長・副会長と協議のうえ、完成いたしまして、その後製本し、市長へ答申することとなります。

製本しました答申書・意見書は、委員の皆さまにも郵送させていただきます。合わせて、答申の日時が正式に決定いたしましたら、皆さまにもご連絡させていただきます。

また、市長への答申後、同じ日に、議会への報告と報道機関への発表をさせていただきます。

3 その他

会 長) 他に、事務局から連絡事項等がありますか。

事務局) 本日の会議録につきましては、事務局で作成した後に、委員の皆さまにご確認いただいたうえで、署名委員の方に署名をお願いいたします。後日に改めて、メールか郵送にて会議録(案)をお送りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

4 閉会

会 長) 今回みなさまから大変前向きなご議論をいただき答申をまとめることができました。市長等特別職がさらに芦屋市民のため、芦屋市のために使命感・責任感を持って業務にあたっていただきたいということや、意見の中に出ていました財政の課題等についても、市長に答申書を渡す際にお話をできる機会があれば伝えたいと思っています。これで、芦屋市特別職報酬等審議会を閉会といたします。